

展開・先端科目

科 目	公法特別講義 (前期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
最高裁判例の中から特に重要なものを取り上げ、以下の能力の涵養を図ることを目的とする。 ①事案・法令の正確な把握、 ②紛争当事者の主張の分析 ③ 争点の把握、 ④裁判所の判断の正確な理解、 ⑤自らの意見の文章化 いかなる事実に着目し、それをどのように法的主張に構成し、どのような流れで論ずることにより、説得力が生まれるのか。受講生との質疑応答を通じ、探求してゆきたい。		
授業方法		
毎回の授業につき、判例を2件取り上げる。予め報告者を指名し、①事実の概要、②当事者の主張と争点、③各審級の判旨、④判決に対するコメント、⑤その他の論点等について、レジュメに基づいた報告を求める。判例 1 件につき、報告者による報告 25 分+受講者全員による質疑応答 20 分の時間を割り当てる。なお、場合によっては、予め質問者を数名指名することもある。 授業は、概ね授業計画の順に行うが、重要判例が現れたときは、適宜差し替えることにする(授業計画中の事件の番号は、行政判例百選のものである)。		
成績評価の方法		
受講生の人数にもよるが、授業における報告・レジュメの内容・質問への応対、その他の積極的参加の程度及びレポートによって評価する予定である。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 30 事件・74 事件 第2回 79 事件・129 事件 第3回 160 事件・167 事件 第4回 172 事件・181 事件 第5回 193 事件・209 事件 第6回 226 事件・246 事件 第7回 最判 H18.2.7 民集 60 巻 2 号 401 頁・最判 H18.7.14 民集 60 巻 6 号 2369 頁 第8回 最判 H18.9.4 判時 1948 号 26 頁・最判 H18.10.5 判時 1952 号 69 頁 第9回 最判 H19.1.25 民集 61 巻 1 号 1 頁・最判 H19.2.27 民集 61 巻 1 号 291 頁 第10回 最判 H19.12.7 民集 61 巻 9 号 3290 頁・最判 H20.9.10 民集 62 巻 8 号 2029 頁 第11回 最判 H21.2.27 民集 63 巻 2 号 299 頁・最判 H21.4.17 判タ 1306 号 207 頁 第12回 最判 H21.10.15 民集 63 巻 8 号 1711 頁・最判 H21.10.23 民集 63 巻 8 号 1849 頁 第13回 最判 H21.11.18 民集 63 巻 9 号 2033 頁・最判 H21.11.26 民集 63 巻 9 号 2124 頁 第14回 最判 H22.2.23 判時 2076 号 40 頁・最判 H22.6.3 判時 2083 号 71 頁 第15回 期末試験 (テイクホーム試験の予定)		
使用教材		
教科書 (購入必須) : 特になし (各判例の原文、評釈等を各自準備されたい) 参考書 (購入推奨) : なし		
前提履修科目		
行政法1・2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	ジェンダーと法（後期集中）	単 位
		2
担 当	長谷川 卓也	

授業内容の概要

本授業では、法律基本科目の応用的・実務的展開を、ジェンダー法学の視点から行います。

男女共同参画社会の実現は、21 世紀の最重要課題とされています(男女共同参画社会基本法前文)。しかし、現実の社会においては、ジェンダー(社会的に作られた性差)に基づく固定観念・偏見・役割分担(ジェンダー・バイアス)が根強く存在し、それは生活の中で個人に刷り込まれ、またシステムの維持・再生産されています。このようなジェンダー・バイアスが、無自覚のままに司法の場に持ち込まれると、司法が人権擁護の使命を十分に果たすことができず、さらには司法自体が人権侵害を引き起こしかねないという重大な危険を孕んでいます。

このような司法におけるジェンダー・バイアスの問題について、民事法・刑事法・憲法の各分野にわたって、実務の事案や社会問題を題材に取った参加型ワークショップによって体験的に、知識と思考方法を習得していただきます。他の科目と異なり、既存の法規定・実務の勉強ではなく、既存の法規定・実務に対して問題意識を向けていく鋭敏な感覚と思考能力の習得を目指すのが、ジェンダー法学の眼目です。ワークショップを通じて、他人の考え方との出会い、自分の中の無意識な部分の「気づき」と考え方の新たな広がりやを、ぜひ体験していただきたいと思います。

授業方法

基礎的知識の解説講義と、グループディスカッションやロールプレイなどの参加型ワークショップで構成します。

予習は、ワークショップの題材となるケースや設問に目を通しておいいただく程度にする予定です。必要なジェンダー法の知識は、授業中に説明します。むしろ、対応箇所の法律基本科目の知識を確認しておくことが、ワークショップをより有意義にする手助けになります(ただし、法律基本科目が履修済みでなくても、問題はありません。)

各テーマについて適宜、ゲストスピーカーとしてその分野の専門の実務家をお迎えします。さまざまな実務家との交流も、本授業の魅力のひとつです。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、テイク・ホーム試験によって評価します。成績はA・B・C・D・FまたはN(不合格)の5段階によります。

授業計画

順番は、ゲストスピーカーの都合により変更になります。

第1回	総論1：ジェンダーの基礎理論とジェンダー法学の意義
第2・3回	民事法編1（不法行為法・契約法）：労働分野における男女差別問題の法理と実務
第4・5回	民事法編2（不法行為法・契約法）：セクシュアル・ハラスメント
第6・7・8回	民事法編3（家族法・家事手続法）：離婚事件の実務の諸問題、DV事件の実務
第9・10・11回	刑事法編（刑法・刑事訴訟法）：性犯罪の刑事手続の諸問題、犯罪被害者保護法制
第12回	憲法編1（基本的人権・統治）：平等権と統治機構…ポジティブ・アクションの法理
第13回	憲法編2（基本的人権）：新しい人権…リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
第14回	総論2：女性政策・立法のあゆみ／法曹界における男女差別
第15回	定期試験（テイク・ホーム）

使用教材

教科書（購入必須）

第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダー問題諮問会議 編
『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス 改訂版』 明石書店、2009

参考書（購入推奨）

辻村みよ子著『ジェンダーと法』 不磨書房

吉岡睦子・林陽子編著『実務 ジェンダー法講義』 民事法研究会

前提履修科目

特になし

展開・先端科目

科 目	行政訴訟実務論 （後期）	単 位 2
担 当	近藤 卓史	

授業内容の概要

行政の領域ごとに事例を素材にして行政訴訟全般を学ぶ。種々の行政活動に関し、行政過程のどの段階でどのような訴訟を提起することが可能で効果的か、そして行政活動の違法性を基礎づける主張をする場合にどのような視点が必要かを考える。あわせて法律文書作成能力の養成もはかりたい。

授業方法

毎回教科書を利用して課題について起案してもらい、それに基づいて質疑・討論を中心とした内容とする。

成績評価の方法

毎回の課題の提出及び授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

授業計画

第1回

情報公開

第2回

まちづくり行政（1）

第3回

まちづくり行政（2）

第4回

まちづくり行政（3）

第5回

まちづくり行政（4）

第6回

まちづくり行政（5）

第7回

給付行政

第8回

人事行政

第9回

公物・公共施設管理行政（1）

第10回

公物・公共施設管理行政（2）

第11回

公物・公共施設管理行政（3）

第12回

環境・廃棄物処理行政

第13回

入管行政

第14回

総合問題

第15回

定期試験

使用教材

教科書(購入必須)： 曾和俊文・金子正史編著「事例研究 行政法」日本評論社

参考書(購入任意)：

前提履修科目 行政法1・2の単位を取得していること。なお、公法総合も履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	地方自治法（後期）	単 位 2
担 当	早川 和宏	

授業内容の概要

地方公共団体は、住民にとって最も身近な行政主体である。出生届(転入届)の提出から(考えようによっては、母子健康手帳の交付から)、死亡届(転出届)の提出に至るまでの間、住民の日々の生活を地方公共団体と切り離して考えることはできない。しかし、日常的に地方公共団体との関係を意識している住民は、ほとんど居ない。

地方公共団体と住民とが、良好な関係を維持しているのであれば、あえて「関係」を意識する必要はない。しかしながら、住民が自覚しているか否かはともかくとして、法的に見た場合に「良好ではない関係」が散見されることも事実である。

そこで、本講義では、地方自治制度全般を概観することにより、地方公共団体の組織・任務や、地方公共団体と住民との関係等を、法的に捉えなおすことを試みたい。これによって、地域における法的紛争を見出し、解決策を提示する能力を得られると考えるからである。

授業方法

授業は、下記の授業計画に従い、宇賀克也『地方自治法概説[第3版]』(有斐閣・2009年)を使用して、講義形式で行う(授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも1回の講義ごとに対応しているわけではない)。講義の順序は、テキストと一致するわけではないので、予習についてはレジュメで指示する。

講義形式をとりつつも、憲法、行政法等の基礎的な知識につき適宜発言を求め、議論することにより、ゼミのような授業にしたい。

成績評価の方法

授業における積極的参加の程度(発言内容、無断欠席の有無等。場合によっては提出物を含む)及び期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。

授業計画

第1回 地方自治の考え方

第2回 地方公共団体の種類

第3回 地方公共団体のしごと

第4回 地方公共団体の組織(1) ～基本原理・議会～

第5回 地方公共団体の組織(2) ～長・その他の執行機関・地方公務員～

第6回 地方公共団体の活動形式(1) ～法令の執行者として～

第7回 地方公共団体の活動形式(2) ～立法者としてⅠ～

第8回 地方公共団体の活動形式(3) ～立法者としてⅡ～

第9回 地方公共団体の活動形式(4) ～調整者・給付の提供者として～

第10回 地方公共団体の財政(1) ～予算から決算まで～

第11回 地方公共団体の財政(2) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅰ～

第12回 地方公共団体の財政(3) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅱ～

第13回 地方公共団体の財政(4) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅲ～

第14回 地方公共団体を育てる? ～主権者の力～

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 宇賀克也『地方自治法概説[第3版]』(有斐閣・2009年)

参考書(購入任意): 磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選[第3版]』(有斐閣・2003年)

前提履修科目 なし

展開・先端科目

科 目	少年法 （後期集中）	単 位
		2
担 当	葛野 尋之	

授業内容の概要

第1に、少年法の歴史、理念、構造、手続などについて概説する。第2に、捜査手続、調査・審判手続、少年事件の刑事手続、処分執行手続において弁護人・付添人がどのような活動をなしうるか、またなすべきかを考える。第3に、これらをもとにして、少年法をめぐるアクチュアルな問題の法的解決方法を検討する。

これらを通じて、刑事手続に関する理解を確認しつつ、それとの対比をも通じて、少年法や少年手続についての基本的理解を得ることが、この授業の目標である。

授業方法

基本的に講義によって授業を進める。講義レジュメを適宜配布する。そのうえで、問題点について議論する対話形式で授業を行う。適宜、問題のリアルな理解を深めるため、視聴覚教材を活用する。

講義期間中、2回、授業内容に関する簡単なレポートを提出してもらう(A4で1枚程度)。

受講者の関心と理解に応じ、多少、授業進行の順序にずれが生じるかもしれない。

成績評価の方法

最終試験(70%)、出席とレポート(30%)を総合的に評価する。

成績はA、B、C、D、FまたはNの5段階とする。

授業計画

第1回 少年法と被害者(1)——「責任」と「償い」と「対話」

第2回 少年法の基本的性格と歴史

第3回 非行の発見・捜査、家裁への事件送致(1)

第4回 非行の発見・捜査、家裁への事件送致(2)

第5回 家裁の調査と審判(1)

第6回 家裁の調査と審判(2)

第7回 保護処分(1)

第8回 保護処分(2)

第9回 非行事実の認定と適正手続の保障(1)

第10回 非行事実の認定と適正手続の保障(2)

第11回 少年弁護の意義と機能

第12回 少年に対する刑事処分

第13回 少年の刑事手続、裁判員裁判

第14回 少年法と被害者(2)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：

齊藤豊治＝守屋克彦編集代表『コンメンタール・少年法』(現代人文社、2011年4月予定)

参考書(購入任意)：

葛野尋之編『改正少年法を検証する』(日本評論社、2005年)

前提履修科目

刑法1・2、刑事訴訟法1・2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	環境法1 (後期)	単 位
		2
担 当	坂口 洋一	
授業内容の概要		
この授業では、環境法の訴訟と制度を検討し、争点を整理し、環境紛争解決の実際と方法を学ぶ。授業では、第一に、環境基本法、環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、京都議定書、廃棄物処理法などの仕組みを理解する。第二に、判例と設例を取り上げ、公害・環境紛争の司法的解決の理論と実際の問題を学習する。		
授業方法		
下記の「授業計画」に従い、第一に、環境法の基礎知識の理解を深めるための解説を行い、第二に、参加者の判例研究の報告を基に質問・討論によって理解を深めるように努力したい。		
成績評価の方法		
期末試験(80%)、授業中の討論参加(20%)の総合で行う。 A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 環境法の歴史、西淀川事件などの判例研究 第2回 環境基本法、山王川事件などの判例 第3回 持続可能な社会と環境法の原則、新潟水俣病事件などの判例 第4回 環境影響評価法と事例研究、大阪国際空港事件の判例 第5回 水質汚濁防止と法 1 (民事訴訟)、横田基地公害訴訟の判例 第6回 水質汚濁防止と法 2 (国家賠償法)、ダック事件などの判例 第7回 水質汚濁防止と法 3 (規制システム)、廃棄物焼却場差止事件などの判例 第8回 大気汚染防止と法 1 (大気汚染訴訟の事例研究)、京都有楽荘事件など眺望・景観侵害の判例 第9回 大気汚染防止と法 2 (規制システム)、国立高層マンション景観侵害事件などの判例 第10回 京都議定書、アミノクロウサギ処分取消訴訟などの判例 第11回 温暖化防止の国内法、オオヒビキイ事件などの判例 第12回 生物多様性の確保、日光太郎杉事件などの判例 第13回 自然公園、里地里山の保全、伊場遺跡事件などの判例 第14回 廃棄物処理法と事例研究、豊島産業廃棄物公害事件などの判例 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 坂口洋一『環境法ガイド』 上智大学出版、2007年 教科書(購入必須)： 淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選』 別冊ジュリスト 有斐閣、2004年		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	環境法2 (前期)	単 位
		2
担 当	坂口 洋一	

授業内容の概要

この授業では、公害・環境汚染の防止、開発と環境の保全、都市環境の保全、地球温暖化防止、循環・共存型社会の形成の各領域を取り上げ、環境法政策の実現手段を学び、環境問題の解決能力を深める。

授業方法

本事業の進め方は、第一に、環境法政策の基礎知識を確認し、第二に、設例・事例問題を取り上げ、解説を行い、第3に、下記の「授業計画」のテーマに従い、発表、質問・対話の形式で進める。環境法の理解を深めるためには、討論が必要なので、事前の準備を期待し、積極的な参加を望みたい。

成績評価の方法

期末試験(80%)、授業中の討論参加(20%)の総合で行う。 A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。

授業計画

第1回 環境法政策、環境民事訴訟
第2回 環境問題の解決手法、環境行政訴訟
第3回 環境基本法・環境基準
第4回 環境影響評価
第5回 大気をめぐる紛争
第6回 水をめぐる紛争
第7回 土壌をめぐる紛争
第8回 循環型社会をめぐる紛争
第9回 廃棄物をめぐる紛争
第10回 まちづくりをめぐる紛争
第11回 自然保護をめぐる紛争
第12回 地球温暖化をめぐる紛争
第13回 化学物質をめぐる紛争
第14回 CSR・環境マネジメントシステム
第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 佐藤泉・池田直樹・越智敏裕『実務環境法講義』 民事法研究会 平成20年

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	労働法1 (後期)	単 位
		2
担 当	岡部 史信	

授業内容の概要

本講座では、労働法の仕組みと働きを正確に把握することを第一義的目的とします。その中でも特に、いわゆる個別的労働関係法分野の基本構造を十分に理解しつつ、その背景にあるもの、法や政策の不備、現状および将来的な課題も意識しつつ、使用教材の個々の設問を検討していきたいと考えています。なお、授業形式は、可能な限り双方向でありたいと考えているため、積極的に発言してくれることを期待しています。

授業方法

下記の授業計画に示したテーマごとに、基礎理解がなされているか確認(質問と概説)し、さらに重要論点を整理してゆきたいと考えています。その上で、使用教材の基礎的・応用的な関連連問題について対話形式で議論することを目指したいと思っています。なお、授業に関連した内容についてのレポート提出を適宜求めることも予定しています。

成績評価の方法

講義への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験(テイクホーム形式)の成績を総合評価します。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」(評価結果による不可)または「N」(出席不良による評価不能)の5段階です。

授業計画

第1回 労働法総論―労働者の人権および権利と労働法―

第2回 労働契約と就業規則

第3回 採用・採用内定・試用

第4回 賃金

第5回 労働時間―原則的労働時間制度―

第6回 労働時間―変形労働時間、その他―

第7回 休憩・休日・休暇 安全衛生

第8回 人事

第9回 懲戒

第10回 女性労働

第11回 派遣労働者・請負労働者をめぐる諸問題 安全衛生と労働災害

第12回 安全衛生と労働災害

第13回 解雇・雇止め・辞職

第14回 労働契約法

第15回 期末試験

* 授業は上記のように計画しているが、進行状況により多少変更することもある。

使用教材

教科書(購入必須): 菅野和夫『労働法 第8版』(弘文堂)―但し、改訂版が出版されたら最新版を使用する。
荒木尚志ほか『ケースブック労働法 第2版』(有斐閣)
* 改訂版が出版された場合にはその最新版を使用します。

参考書(購入任意): 別冊ジュリスト労働判例百選[第8版](有斐閣)。その他、講義中に適宜指示します。

前提履修科目

特にありません。

展開・先端科目

科 目	労働法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	岡部 史信	

授業内容の概要

本講座は、労働法 1 の続編です。したがって、原則的かつ基本的には労働法 1 と同じ方針で、すなわち基本書の読み込みを中心とした講義を行なうことで、基礎的な事柄について一通り理解することを目指します。範囲としては、主として集团的労使関係、個別紛争処理関係、労働市場関係を対象としますが、適宜、個別的労働関係の諸論点も取り扱う予定です。なお、基本書の読み込みのための課題を示しますが、受講者各人が自己のペースで作成してゆくものとし、特に提出や発表を義務付けません。ただし、授業の理解度を確保することを主目的として、14 回中 2 回程度レポート課題を課し、採点・添削し成績評価に加えることにしたいと思います。

授業方法

上記のように、基本書の読み込みが中心ですが、適宜事例などを紹介し、受講者の理解を深めていきたいと思っています。なお、講義中、可能な限り双方向の形式で授業を進めていきたいと考えています。

成績評価の方法

授業への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験(テイクホーム形式)の成績を総合評価します。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」(評価結果による不可)または「N」(出席不良による評価不能)の 5 段階です。

授業計画(内容のボリュームにより前後することがある)

第1回 集团的労使関係法の基本的理念

第2回 労働組合

第3回 団体交渉

第4回 労働協約

第5回 団体行動

第6回 不当労働行為

第7回 団体的労使関係紛争の解決手続 1(労働委員会)

第8回 団体的労使関係紛争の解決手続 2(行政救済手続)

第9回 団体的労使紛争の解決手続 3(裁判所)

第10回 個別紛争処理の諸問題1

第11回 個別紛争処理の諸問題 2

第12回 個別紛争処理の諸問題 3

第13回 労働市場法をめぐる諸問題1

第14回 労働市場法をめぐる諸問題 2

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 菅野和夫『労働法 第 8 版』(弘文堂)

荒木尚志ほか『ケースブック労働法 第 2 版』(有斐閣)

*改訂版が出版された場合にはその最新版を使用します。

参考書(購入任意): 別冊ジュリスト労働判例百選〔第 8 版〕(有斐閣)。その他、講義中に適宜指示します。

前提履修科目

労働法 1 を受講していることが望ましいです。

展開・先端科目

科 目	憲法訴訟論（前期）	単 位
		2
担 当	柏 崎 敏 義	
授業内容の概要		
戦後 60 年の間に積み重ねられてきた憲法判例を見ることで、憲法のあり方、裁判のあり方を考えるだけではなく、憲法問題をどのように考えていくのかの思考プロセスを確立することができるであろう。 到達目標として、訴訟形式を問わず、事件に潜む憲法問題を明らかにした上で、特定の法律または行為が違憲であるとの主張ができ、かつ、これに対する判断方法について習熟することを掲げる。		
授業方法		
授業計画に基づき、各回の具体的テーマ、判例は事前に指示するので予習をすること。授業は質疑討論を中心に進める予定である。学説、判例を把握しておくことが重要である。事例分析に当たっては、事実関係を整理し、紛争当事者間の法律関係を把握することが重要である。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度 30% (場合によっては小テストの結果も反映する) と、期末試験 70% によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、F または N (不可) の 5 段階評価とする。		
授業計画		
第 1 回 主観訴訟と客観訴訟 第 2 回 国家賠償請求訴訟 第 3 回 土地収用と損失補償 第 4 回 地方自治に対する国の介入 第 5 回 情報公開 第 6 回 住民による地方財政の監督 第 7 回 委任立法 第 8 回 違憲審査権の行使 第 9 回 経済規制と違憲審査権 第 10 回 選挙訴訟 第 11 回 名誉・プライバシーと表現の自由 第 12 回 生存権と立法裁量 第 13 回 事例分析 1 第 14 回 事例分析 2 第 15 回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： とくになし 参考書（購入推奨）： とくになし		
前提履修科目		
とくになし		

展開・先端科目

科 目	情報法 （前期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	

授業内容の概要

高度情報化がすすむ現代社会において、「情報」が「法」とどのようなかわりをもつのか明らかにし、情報と法に関する現代的課題を検討する。授業では、憲法21条が保障する表現の自由の基本原理をふまえたうえで、表現の自由が「情報」との関係でどのように具体化され、またどのような制約を受けるのか、具体的事例を素材に検討を加える。メディアの表現・報道の自由、名誉毀損と表現の自由、プライバシー侵害と表現の自由、情報公開法制、個人情報保護法制について判例を中心に扱う。

授業方法

TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。

授業計画

第1回 表現の自由の一般理論

第2回 メディアの表現・報道の自由(1)

第3回 メディアの表現・報道の自由(2)

第4回 名誉毀損と表現の自由(1)

第5回 名誉毀損と表現の自由(2)

第6回 プライバシー侵害と表現の自由(1)

第7回 プライバシー侵害と表現の自由(2)・放送の自由

第8回 性表現と表現の自由・営利的表現と表現の自由

第9回 インターネットと表現の自由

第10回 情報公開法(1)

第11回 情報公開法(2)

第12回 情報公開法(3)

第13回 個人情報保護法(1)

第14回 個人情報保護法(2)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： なし

参考書(購入任意)： 芦部信喜「憲法学Ⅲ」有斐閣
松井茂記「マス・メディア法入門」日本評論社
宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」有斐閣
宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣

前提履修科目

基本的人権の基礎の単位を取得していること。

展開・先端科目

科 目	消費者法 （後期）	単 位 2
担 当	池本 誠司	
授業内容の概要		
消費者問題は、現代社会の中で広範かつ深刻な被害が多発している分野であり、市民から相談・受任する事件も多い。また、消費者関係特別法の制定・改正も頻繁に行われ、消費者庁の創設など消費者行政システムの動きも大きい分野である。 訪問販売被害、クレジット契約被害、投資勧誘取引被害、サラ金多重債務被害、欠陥商品被害など、多発する消費者被害事件について、法律実務家として適切に対処・救済できるよう、民法の原則を修正する解釈論の展開と、特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、貸金業法、利息制限法などの特別法の概要を把握し、理論と実務を総合的に検討する。民事的対処のほか、消費者被害の防止に向けた消費者行政の対応と弁護士の関与についても検討する。		
授業方法	毎回のテーマに関連する検討事例を事前に提示し、これについて民法の解釈適用と特別法の適用関係の概要を事前学習することを期待する。当日は、質疑を交えつつ、争点の理解に力点を置く。	
成績評価の方法		
授業で取り上げたテーマの中から期末試験を行う。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 訪問販売被害とクーリング・オフ（特定商取引法1）		
第2回 不当勧誘行為と契約取消権（消費者契約法1、特定商取引法2）		
第3回 通信販売とインターネット取引（特定商取引法3、電子消費者契約特例法）		
第4回 継続的役務提供契約と不当条項の規制（特定商取引法4）		
第5回 不当条項の効力規制（消費者契約法2）		
第6回 利殖商法被害（特定商取引法5、無限連鎖講防止法、出資法、特定商品預託法）		
第7回 投資勧誘取引被害と不法行為法理の活用		
第8回 消費者取引における過失相殺		
第9回 クレジット契約被害と取引適正化（割賦販売法1）		
第10回 クレジット契約の解除・取消し（割賦販売法2）		
第11回 多重債務と貸金業の規制（利息制限法、出資法、貸金業法）		
第12回 多重債務整理の諸手続（破産、個人再生、任意整理）		
第13回 欠陥商品被害の未然防止と救済（製造物責任法）		
第14回 消費者庁と地方消費者行政、消費者団体訴訟制度、公益通報者保護法、違法収益剥奪制度。		
第15回 期末試験		
教科書	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「消費者法講義(第3版)」日本評論社	
参考書	大村敦志「消費者法(第3版)」有斐閣 「消費者法判例百選」有斐閣 斉藤・池本・石戸谷「特定商取引法ハンドブック(第3版)」日本評論社	
前提履修科目	民法1、民法3、民法4を履修済みであることが望ましい。	

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 1 （前期）	単 位
		2
担 当	土田 亮（コーディネータ）	

授業内容の概要

民法、民事訴訟法、商法の分野について演習を行い、知識の定着、理解の深化、応用力の獲得を目指す。

授業方法

7 人の担当者が、それぞれ 2 回ずつ授業を担当する。授業は演習形式であり、担当者によっては事前の起案提出や講義内での即時起案が要求される場合もある。演習のテーマおよび演習問題については、各担当者より TKC に掲示がなされるので、その掲示にしたがった準備・予習および課題提出等を行うことになる。

成績評価の方法

各回の授業における出席、参加態度、課題提出等を総合して、平常点として 35 点分、期末試験として 65 点分を配点し、その合計で評価する。成績はA・B・C・D・F(N)の5段階による。

授業計画

	担当者（敬称略）
第 1 回	民事法に関する演習（1-1） 薮口
第 2 回	民事法に関する演習（1-2） 〃
第 3 回	民事法に関する演習（2-1） 菊池
第 4 回	民事法に関する演習（2-2） 〃
第 5 回	民事法に関する演習（3-1） 釘澤
第 6 回	民事法に関する演習（3-2） 〃
第 7 回	民事法に関する演習（4-1） 前田
第 8 回	民事法に関する演習（4-2） 〃
第 9 回	民事法に関する演習（5-1） 田中
第 10 回	民事法に関する演習（5-2） 〃
第 11 回	民事法に関する演習（6-1） 難波
第 12 回	民事法に関する演習（6-2） 〃
第 13 回	民事法に関する演習（7-1） 土田
第 14 回	民事法に関する演習（7-2） 〃
第 15 回	期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：特になし。必要な資料については各担当者から事前に指示がなされる。

参考書（購入推奨）： 各担当者から事前に指示がある。

前提履修科目

民法、民事訴訟法、会社法の各科目を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 2 (後期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

実務で多く取り扱われる紛争類型をとりあげ、その解決一主として訴訟による一のために民法を中心とする実体法がどのようにして使われるか、また、訴訟法がどのように機能しているのかを学修する。紛争事例をもとに、法律基本科目で学修した事項を補い、必要に応じて民事訴訟法や証拠と事実認定の領域にも踏み込み、実務的視点から、法律基本科目の知識を検証・補充・展開することを目的とする。また要件事実論については、指定したテキストの解説にとどまらず、その役割について批判的に考察することを目標とする。

授業方法

①仮設の事例を素材とした、当事者のとるべき攻撃防御方法についての考察や、②判例を素材とした規範の検討など、実務における武器の組み立て方について検討する(詳細は別途告知する)。③授業は、一方的な講義ではなく、練習型の Übungを旨とする。

成績評価の方法

期末テストを基本とするが、演習への参加状況(出席・発言・提出物等)も点数調整要素として使用することがある。成績評価は、ABCDFまたはNの5段階とする。

授業計画

第1回 売買契約に関する紛争(1)

第2回 売買契約に関する紛争(2)

第3回 貸金に関する紛争(1)

第4回 貸金に関する紛争(2)

第5回 不動産所有権・登記に関する紛争(1)

第6回 不動産所有権・登記に関する紛争(2)

第7回 不動産所有権・登記に関する紛争(3)

第8回 賃貸借契約に関する紛争(1)

第9回 賃貸借契約に関する紛争(1)

第10回 賃貸借契約に関する紛争(2)

第11回 動産所有権に関する紛争(1)

第12回 動産所有権に関する紛争(2)

第13回 債権の帰属に関する紛争(1)

第14回 債権の帰属に関する紛争(2)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 司法研修所『改訂紛争類型別の要件事実』(法曹会)、事例研究民事法(日本評論社)(ただし、後者はすべての事例を取り扱うわけではないので、該当箇所を図書館等で参照する方法でもよい)

参考書(購入任意): 民法全般をカバーするものとして潮見『入門民法(全)』(有斐閣)。

前提履修科目: 民事法総合1、民法1～6、民事訴訟法1・2、民事法総合2を履修済みであることが望ましい。

【留意事項】

紙面の関係で講座の趣旨や運営方法について十分に説明しきれない。開講(後期)までに補充説明書を掲載するので、あわせて精読されたい。

展開・先端科目

科 目	医事法 1 （前期）	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	
授業内容の概要		
人間は、医療と絶えず接触し、医学の進歩による恩恵を受けています。しかし、常に患者や家族と医療関係者との意見・利害が一致する訳ではなく、両者の意見・利害が相反する場合があります。その時、どちらの意見・利害が優先しないし尊重されるべきなのでしょうか。又、医学は日進月歩で進歩し、例えば生殖補助医療分野では民法等が全く予定していなかった親子関係や家族関係を産み出しています。近い将来、クローン人間を作り出すことができるようになるかもしれません。しかし、医学の進歩の名の下に、或いは患者の希望の名の下に、医師はあらゆる医療行為を行うことが許されるのでしょうか。このような様々な問題を憲法、民法、刑法など関係法規を横断的に検討し、医療と法律（生命倫理）がどのような関係にあるかを考え、法的なバランス感覚を養うことを目的としています。		
授業方法		
指定教科書以外にTKC教育研究支援システムに該当テーマに関する参考文献・参考資料などを事前に掲載するので、受講生各自が授業前に検討しておき、講義当日は主として学生間の質疑・討論をし、講師は適宜コメントや意見を述べ、当該テーマに関する理解を深めてもらおうと思っています。また、講義を通じて生殖補助医療法ないし生命倫理法を起案して貰うことも考えています。更に、講義内容に関連して、産婦人科医、弁護士、政治家、宗教家、臓器移植コーディネーター等による講演を随時盛り込む予定であり、講義が前後・変更される可能性があります。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と期末試験（レポート）によって評価する。成績はA・B・C・D・F（不可）の5段階によります。		
授業計画		
第1回 嫡出推定規定、離婚後300日問題 第2回 配偶者間の人工授精・体外受精及び凍結精子・凍結受精卵の帰属 第3回 非配偶者間の人工授精・体外受精における父親・母親の決定、親子関係不存在確認訴訟 第4回 非配偶者間の人工授精・体外受精によって出生した子の出自を知る権利 第5回 代理母の是非及び代理母が許されるとした場合の代理母契約の内容 第6回 代理母の出生児引き渡し拒否など代理母をめぐる法的なトラブルとその処理 第7回 中絶・減数（減胎）手術、堕胎罪、母体保護法 第8回 出生前診断・着床前診断 第9回 HIV・遺伝子診断による差別、個人情報の管理及び遺伝病等の告知とプライバシー 第10回 臓器移植、特に提供者本人の意思と遺族の意思を中心として 第11回 医療を受ける権利及び医療を拒否する権利―輸血の拒否・延命拒否― 第12回 重篤な障害を持った出生児の延命治療停止、安楽死、尊厳死、クオリティ・オブ・ライフ 第13回 性同一性障害等 第14回 患者（医師）はどこまで許されるのか（美容整形、デザイナー・ベビー、クローン・ベビー）。 第15回 期末試験なし テイクホームレポートとします		
使用教材		
教科書（購入任意）： 実務医事法講義（加藤良夫編著・民事法研究会） 参考書（購入任意）： 適宜、TKCで告知する。		
前提履修科目		
なし。		

展開・先端科目

科 目	医事法2（後期）	単 位
		2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
社会的にも注目を浴びている医療関係事件について、主として患者側代理人の立場から、一連の手続の流れとその際に問題になってくる実体法上・手続法上の重要問題を取り上げ、医療関係事件への関心及び理解を深めることを目的とする。単に結論を追い求めるだけでなく、色々と考えながら学ぶことを目指したい。 医療関係事件は専門性が高いと言われ、とりわけ患者側代理人にとっては困難な類型の事件であるが、専門訴訟の代表例として近年の民事訴訟法改正問題をリードし、証拠保全（検証）、争点証拠の整理手続、書証、尋問、鑑定、和解等の民事訴訟法上の様々な手続が登場し、実体法（民法）上も、過失論（医療水準論）、因果関係論、損害論等の興味深い法的論点や重要判例が数多く存在する。 民法や民事訴訟法そして民事訴訟実務の総まとめ（総合的な復習ないし確認）とも言える内容を有するものとし、民事法全般についての実践的な理解を深めるために有用なものとした（なお、刑事法上の諸問題も合わせて取り上げる）。医学的な専門知識は不要である。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジュメに沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加（発言や問題提起等）を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 医療関係事件の特徴、医療関係事件の手続全体の流れ、相談や受任に当たっての留意点 第2回 医療記録（カルテ類）の収集（1） 第3回 医療記録（カルテ類）の収集（2）、医療記録入手後の作業（調査、協力医、説明会開催） 第4回 示談交渉の申入れと進め方 第5回 訴訟提起と法律構成（債務不履行と不法行為） 第6回 訴訟手続の特徴（争点証拠の整理手続、診療経過一覧表）、訴訟における主張・立証の方法 第7回 過失論（医療水準論） 第8回 因果関係をめぐる議論（証明の程度、不作為と因果関係、原因競合事案） 第9回 損害論（損害の種類、損害の評価） 第10回 立証手続（書証、私的鑑定意見書、尋問、鑑定） 第11回 示談や和解による解決（条項）と判決、医療関係事件の解決に際しての特徴や留意点 第12回 自己決定権と説明義務、がんの告知 第13回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点）（1） 第14回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点）（2）、死因の解明と解剖 第15回 期末試験		
使用教材		
①重要参考書（購入推奨）：加藤良夫・増田聖子 著『患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟』（日本評論社）（平成16年） 宇都木伸 他 編『医事法判例百選』（有斐閣）（平成18年） ②参考書（購入任意）：加藤良夫 編著『実務医事法講義』（民事法研究会）（平成17年） ③その他の参考文献については、必要に応じて紹介する。		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	経済刑法（前期）	単 位
		2
担 当	黒田 純吉	
授業内容の概要 現代社会の基本を形成する経済制度に対して、刑罰をもって規律し、その健全な機能と発展を保障するための諸々の法は、経済刑法と呼ばれる広大な領域をなしている。規制緩和とともに国際化の影響を受け、この分野は大きく動きつつあるとともに、経済刑罰法規の適用の場面は、従来に増して広がっている。理論的には刑法総論・各論の応用分野であるが、規制対象に応じて、固有の特徴を持つに至っているものも多い。今後、法律家として接することが益々多くなる経済刑法の基本概念を把握し、現実の社会の動きとの関係で、これをどのように応用して行くべきかを学ぶ。 授業方法 具体的事例に関する判例あるいは文献を取り上げ、いかなる経済現象に対してどのような法がどのように適用されるかについて、あらかじめ十分な検討を経た上で授業に臨んでもらい、教室では質疑討論により理解を深める。 成績評価の方法 授業における積極的参加の程度（事前課題の提出を含む）及び期末試験によって評価する。A,B,C,D,F 又は N の 5 段階で評価する。 授業計画 第 1 回 経済違反行為に関する罰則の概観と特徴 第 2 回 経済違反行為に対する制裁 第 3 回 会社経営に関する罪①（特別背任） 第 4 回 会社経営に関する罪②（利益供与） 第 5 回 金融犯罪①（強制執行妨害） 第 6 回 金融犯罪②（マネーロンダリング） 第 7 回 証券犯罪①（相場操縦） 第 8 回 証券犯罪②（インサイダー取引） 第 9 回 独占禁止法違反の罪①（入札談合） 第 10 回 独占禁止法違反の罪②（価格カルテル） 第 11 回 知的財産権侵害罪（著作権法違反） 第 12 回 消費者関係事件（先物取引） 第 13 回 税法違反 第 14 回 経済犯罪と刑事手続 第 15 回 期末試験 使用教材 テキストは使用しない。毎回のテーマに関する判例、文献を TKC で指定する 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	特別刑法（後期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を終えたことを前提に、刑法典以外の特別刑罰法規（特別刑法）の中から重要な犯罪類型を選び（なお、経済刑法の分野は、別に開講される「経済刑法」で取り扱われる）、具体的な事例（判例）を適宜取り上げながら、特別刑罰法規の内容や理論的・実務的に重要な刑事法上の問題点を検討し、刑事法の実践的な理解を深める演習的な科目である。特別刑法の対象領域は広範囲にわたるが、その中から代表的な犯罪分野・犯罪類型を取り上げ、刑法や刑事訴訟法で学習した内容がどのように発展的に展開されているのか、また、新しい犯罪現象に対してどのような刑事規制が行われているのか（行われようとしているのか）を概観する。刑法や刑事訴訟法だけでなく、他の法分野（憲法や行政法や民法等）との関係を意識する必要もある。法科大学院における刑事法の学習の最終段階における総合的な発展・応用型の授業内容にすると共に、刑法や刑事訴訟法の具体的な理解がより深まるようにもしたい。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び判例その他の資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び判例その他の資料に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加（発言や問題提起等）を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 特別刑法の全体構造と特徴、特別刑法犯の犯罪状況、罪刑法定主義（明確性）との関係 第2回 法人処罰と両罰規定、違法性論、共犯論、罪数 第3回 行政刑罰法規と故意（1） 第4回 行政刑罰法規と故意（2） 第5回 薬物犯罪（1） 第6回 薬物犯罪（2） 第7回 医事・薬事犯（1） 第8回 医事・薬事犯（2） 第9回 暴力行為等処罰ニ関スル法律、暴力団対策法、盗犯等防止法、交通犯罪 第10回 性犯罪、風俗犯 第11回 ハイテク犯罪（サイバー犯罪）（1） 第12回 ハイテク犯罪（サイバー犯罪）（2） 第13回 ストーカー規制法、配偶者暴力防止法（DV法） 第14回 環境刑法 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書・参考書：教員作成のレジュメ及び判例その他の資料を各回の授業毎に事前に提供		
前提履修科目（単位を取得していることが望ましい科目）		
刑事法入門、刑法1（総論）、刑法2（各論）、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2、刑事法総合		

展開・先端科目

科 目	刑事学（前期集中）	単 位
		2
担 当	平山 真理	
授業内容の概要		
刑事政策は犯罪現象と犯罪原因を分析し、適切な犯罪対策を講じることに資する学問である。また、近年は犯罪被害者の反故と権利、さらに被害者と加害者の関係修復にも大きな関心が寄せられており、これらについても重点的に学ぶ。具体的には以下のテーマを取り扱う。		
授業方法		
教科書等をもとに講義方式と討論方式で行った後、学生にも報告をしてもらう。		
成績評価の方法		
平常点（分担報告、毎回の講義後に提出するダイアリーの内容）と期末試験によって評価する。成績は、通常の5段階評価とする。		
授業計画		
第1回 刑事政策の意義		
第2回 わが国の犯罪現象を考える：：戦後の犯罪動向と犯罪現象の特徴、犯罪統計の読み方		
第3回 犯罪対応としての刑事制度		
第4回 犯罪説明の理論：犯罪の環境的要因、社会的要因、犯罪説明理論の新動向		
第5回 刑罰制度：刑罰及び類似の制裁		
第6回 死刑制度		
第7回 施設内処遇、社会内処遇、受刑者の法的地位		
第8回 犯罪者の社会復帰：犯罪者処遇の意義と原則		
第9回 少年法：少年法の理念と保護手続		
第10回 性犯罪対策をめぐる新動向		
第11回 犯罪被害者問題		
第12回 ジェンダーと犯罪：DV防止法とその対策		
第13回 児童虐待		
第14回 修復的司法の可能性・これまでの講義の総まとめ		
第15回 定期試験（テイクホーム）		
使用教材		
教科書（購入必須）： 前野育三＝前田忠弘＝松原英世＝平山真理著『刑事政策のすすめ—法学的犯罪学（第二版）』（法律文化社）を教材として使用する。なお、参考図書として『平成21年版 犯罪白書』（法務総合研究所）を挙げる。		
参考書（購入推奨）：		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	刑事事実認定論（前期）	単 位
		2
担 当	丸山 輝久	
授業内容の概要		
具体的課題に対する自宅起案を基に、法律文章作成能力の養成、刑事の事実の整理及び摘示の方法、法律の適用の習得、事実認定の素材となる証拠能力(違法捜査と証拠能力の関係、伝聞証拠、自白の任意性)、証拠価値(客観証拠、供述証拠、状況証拠)の理解、認定の対象と主張との関係(訴因論)の理解、などを目的とする。		
授業方法		
5回は講義形式、9回は事前に課題に対する起案を提出させ、それに基づいた質疑及び討論とを中心とした内容とする。		
成績評価の方法		
合格は、授業出席4分の3以上(11回以上)、起案提出は6回以上であること、総合点で51%以上の点数を得ていることの3つの条件をクリアすることが必要である。		
成績評価は、平常点50%、期末試験の評価を50%として総合評価する。		
平常点の内訳は、起案9回につき、1回の起案ごとに提出2点、起案内容評価で最高5から0点の満点が7点とし、その合計点の満点63点とする。期末試験は100点満点とする。したがって、成績評価は最高点を163点である。		
単位取得最低ラインは、163点の45%の75点以上とし、得点順にA=10%前後、B=30%前後、C=50%前後、D=10%前後とする。		
なお、各回の起案については評価を各人に告知する。		
授業計画		
第1回 講義：刑事裁判における事実認定・刑法総論的視点からの事実認定の手法)		
第2回 自宅起案と講評：刑法構成要件と罪数)の課題		
第3回 講義：証明テーマ1（訴因論)		
第4回 自宅起案と講評：訴因問題の課題		
第5回 講義：捜査の違法と証拠能力		
第6回 自宅起案と講評：任意捜査の課題		
第7回 講義：伝聞証拠		
第8回 自宅起案と講評 伝聞証拠に関する課題		
第9回 自宅起案と講評 刑法（錯誤）課題		
第10回 自宅起案と講評 刑法（違法阻却事由）の課題		
第11回 自宅起案と講評 刑訴法課題（強制捜査）の課題		
第12回 自宅起案と講評 刑法（共犯関係）の課題		
第13回 自宅起案と講評 複合問題		
第14回 講義：財産犯の捌き方		
第15回 期末試験		
使用教材		
講義ではレジュメ配布。その他は各人の教科書及び判例が参考教材となる。		
前提履修科目		
刑法、刑事訴訟法の科目の履修を完了(合格)していること。		

展開・先端科目

科 目	刑事法特別講義 / 刑事法特別講義 1 （後期）	単 位 2
担 当	中島 広樹・新屋 達之	

授業内容の概要

第1回～第9回までの刑法については、共犯論と各論の重要問題を中心に総合的整理を行う。各テーマに関する事例問題を対象に、理論的問題を検討するとともに関連判例の理由付けの理解に力点を置いた授業を予定している。第10～14回は刑事訴訟法関係とし、特に捜査・証拠法、また、理論的に難解な問題である訴因変更制度を取り上げ、判例の事実関係を踏まえつつ問題の検討を行う。

但し、本欄記載の内容は予定であり、参加者の人数等の関係で、授業内容を変更する可能性があるので注意すること。具体的な内容はTKCシステムによる。

授業方法(予定。担当者、人数その他の事情で相違・変更がある)

①参加者は課題事例について起案を提出する。

②テーマに関連した小テストを知識確認のため冒頭で10分程度行う。

③課題に関するさまざまな問題についての双方向授業がメインとなる。

成績評価の方法

期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの五段階で評価する。

授業計画(なお、若干の変更可能性あり)

第1回 序講

第2回 間接正犯事例

第3回 共謀共同正犯・承継的共同正犯事例

第4回 過失の共同正犯事例

第5回 従犯の諸問題

第6回 共犯と身分

第7回 共犯と錯誤

第8回 共犯と中止・離脱

第9回 共犯と正当防衛

第10回 捜査・証拠法（供述証拠関係）

第11回 捜査・証拠法（非供述証拠関係）

第12回 証拠法（伝聞法則1）

第13回 証拠法（伝聞法則2）

第14回 訴因変更制度

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：

曾根威彦「刑法総論(4版)」「刑法各論(4版)」、大谷實「刑法講義総論(新版第3版)」・「刑法講義各論(新版第3版)」、前田雅英「刑法総論講義(4版)」「刑法各論講義(4版)」いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。刑事訴訟法については、各自使用のものを持参されたい。但し、担当者は白取または田口のものを前提とする。

参考書(購入任意)：

刑法判例百選Ⅰ(6版)、刑法判例百選Ⅱ(6版)。前田・最新重要判例250。必要に応じて、随時指示する。刑事訴訟法については、刑訴判例百選、刑訴法の争点をベースとし、随時、指示する。

前提履修科目

刑法1・2、刑事訴訟法1・2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 1 （前期集中）	単 位
		2
担 当	宮崎 孝	
授業内容の概要		
法曹の仕事に携わるためには、国内法のみならず国際法の知識が不可欠である。この授業では、国際法がどのようにしてできてきたか、その法源と背後にある国際政治経済の現実を読み解き、国際法の形成に寄与する慣行、学説、国際合意、国家実行ならびに国際法の適用・遵守の実態を説明する。国際司法裁判所等の判例やガット・WTOの紛争審決例も紹介する。さらに、国家間の合意（主権国家の同意）に依存し、実効的な強制機関を欠く国際法及び国際司法制度の実効性を強化する方策について考える。		
授業方法		
国際法になじみの少ない受講者が多いことを前提に、まず国際法入門書を教科書に指定し、受講前に通読することを求め、授業では国際法の概要をできるだけわかりやすく説明する。受講者が講義内容を理解できない場合には、講師の説明が不十分と考えられるので、ためらわずに質問すること。授業ごとに講義概要（TKC上）と参考資料を配り、双方向の質問・討論を行う。講義中随時行う小試験により、受講者の理解度を確かめる。		
成績評価の方法		
出席及び期末試験のレポートの内容により判定する。評価はA・B・C・D・E・FまたはNの5段階で行う。		
授業計画		
第1回 国際法の誕生（成立と法源：唯一の国際立法機関としての国家、国家合意としての条約・慣習法、国際法と国内法の関係など）		
第2回 国際法の主体・対象（国家、非国家団体、NGO、企業、個人）		
第3回 国家承認、政府承認、国家承継（承認・承継の要件と効果、破綻国家など）、		
第4回 国家の基本的権利義務（主権、国家管理権、国家免除など）		
第5回 国際人権法（世界人権宣言、基本的人権、拷問の禁止、女権尊重、人種差別の禁止など）		
第6回 国家責任（国家責任条文、国際義務違反と国際責任、国際請求、外交的保護権など）		
第7回 国家領域（領土、内水、領海、領空、極地、国際化地域など）		
第8回 海と空の国際法（国際海洋法条約、公海、大陸棚、排他的経済水域、深海底、航空法、宇宙法など）		
第9回 国籍、外国人の地位（重国籍、出入国管理、在留外国人の権利義務、難民、亡命、国家元首、外国使節、外交特権、領事制度など）		
第10回 国際組織（世界的・地域的組織、経済的組織：国連、専門機関、貿易機関、地域統合、発展途上国の取り扱い—EU, OAS, OECD, ASEAN, AU, APEC, 東アジア共同体、IMF, 世銀、ガット、WTO, UNCTAD など）		
第11回 国際環境法（酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、生物多様性の保全等の問題に対応する多角国際協定、持続可能な発展、予防原則など）		
第12回 国際紛争の平和的解決Ⅰ（政治紛争：外交交渉—関係国間解決、国際調停、国際裁判）		
第13回 平和的解決Ⅱ（経済紛争：外交・貿易交渉—関係国間解決、WTO 提訴—紛争解決の司法化）		
第14回 武力紛争法（武力不行使原則、国際安全保障組織、人道法—軍事目標主義、国際刑事裁判所 ICC）		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：松井芳郎ほか著 「国際法」 有斐閣Sシリーズ 杉原高嶺代表編集 「コンサイス条約集」 三省堂		
参考書（購入推奨）：山本草二ほか編 「国際法判例百選」別冊ジュリストNo. 156 有斐閣 国際法学会編 「国際関係法辞典」 三省堂		
前提履修科目：なし		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 2 （後期集中）	単 位 2
担 当	大谷 美紀子	
授業内容の概要		
第二次世界大戦後に本格的に発展してきた国際人権法の理念、規範と履行確保のための制度について、基礎的・理論的知識を習得することを目的とする。また、実務法曹として国内裁判所で国際人権法を活用するにあたり押さえておくべき国際人権法の国内的効力などの理論的問題や、国際人権保障メカニズムの実践的な活用のために、国際人権条約の下での条約の実施のための制度や国連人権諸機関の活動について学ぶ。		
授業方法		
基本教材及び判例を事前学習の課題として指定し、事前に学習して授業に臨んでいることを前提として授業を進める。授業の方法は、講義形式を用いるが、理解を深めるために、適宜講師の側から質問を發し学生からの回答やコメントを求める。		
成績評価の方法		
平常点(出席・授業中の質問や発言等参加の程度)及び期末試験の結果により評価する。成績は、A・B・C・D・F またはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 イントロダクション:授業の進め方、使用教材、成績評価等についての説明 国際人権法とは何か、国際人権法生成の歴史、国際人権規範と国際的实施制度（概観）		
第2回 国際人権法の存在形式：国際慣習法と条約		
第3回 普遍的な国際人権文書（1）：国際人権章典—世界人権宣言と社会権規約・自由権規約		
第4回 普遍的な国際人権文書（2）：社会権規約・自由権規約		
第5回 普遍的な国際人権文書（3）：個別的人権文書—人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約		
第6回 普遍的な国際人権文書（4）：個別的人権文書—拷問等禁止条約・子どもの権利条約		
第7回 国際人権法の国際的实施（1）：条約に基づく機関と条約に基づく実施制度		
第8回 国際人権法の国際的实施（2）：国連憲章に基づく人権機関とその活動		
第9回 地域的人権保障制度		
第10回 国際人権法の国内的実施（1）：立法・行政的措置、国内人権機関		
第11回 国際人権法の国内的実施（2）：司法的救済（国内裁判所による国際人権条約の適用）		
第12回 国際人権活動におけるNGOの役割		
第13回 国際人権法・国際人道法と国際刑事法、国際刑事裁判所		
第14回 日本における国際人権法の受容と今日的課題		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：①芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』(信山社 2008 年) ②条約集(出版社は特に指定しない)		
参考書(購入任意)：薬師寺公夫・村上正直・小畑郁・坂元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』(日本評論社 2006 年)		
前提履修科目		
なし(ただし、「国際関係法(公法系)1」を事前に、履修しておくことが望まれる。)		

展開・先端科目

科 目	執行保全（前期）	単 位 2
担 当	藪口 康夫	

授業内容の概要

極めて技術的要素が濃い民事執行法及び民事保全法に対する学習は、ややもすると単なる法文の暗記や抽象的な概念的知識の集積に終始しがちである。そこで、執行の場で実際に生起している典型的なケースを想定しながら、理論面や実務面の問題点を念頭に教師と学生とがともに考え議論しながら学習を進めていくことで私権の実現過程としての民事執行法等に対するいわば地に足のついた現実的な理解を深めたい。あわせて、民法上の権利が民事訴訟法による判決手続で観念的に形成され、民事執行・保全という手続を通して実現が図られていく過程を検証することで、私的紛争の解決という視点から(倒産処理を除く)民事手続法全体に対する「総まとめ」となるように努めたい。

授業方法

講義形式であるが、基本的知識の習得は、予習・復習の段階で各受講生に行っていただく。授業の時間中は、具体的事案・事例の解決を目指した教員からの講義を中心としつつも、学生間または学生と教員の討論・質疑応答を加えて、可能な限り双方向の対論型授業になることを目指している。

成績評価の方法

原則として、筆記式期末試験の結果により、評点を付する。レポートを課した場合は、レポートの点数を20%以内で評価に入れることがある。但し、授業を欠席した者が正当な理由なく欠席届を次回出席時まで提出しない場合は、1回の(無断)欠席につき100点満点中5点を減点する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。

授業計画：以下に挙げる項目は予定であり、最終的にはTKCに掲載したものによる。

第1回

民事執行の世界:強制執行の組立てと担保執行の組立て

第2回

強制執行および担保執行総論(強制執行の要件・効果、執行の対象、執行関係訴訟等)

第3回

金銭執行1—不動産の強制競売および担保権による競売

第4回

金銭執行2—不動産の収益からの債権回収

第5回

金銭執行3—金銭債権に対する強制執行

第6回

その他の民事執行(「渡せ」「せよ」「するな」の強制執行)

第7回

執行救済の体系

第8回

民事保全の組立て・仮差押え

第9回

民事保全としての仮処分(係争物仮処分・仮の地位を定める仮処分)

第10回

執行・保全の諸問題1(口頭弁論終結後の承継人に対する執行、など)

第11回

執行・保全の諸問題2(訴訟係属中の係争物譲渡、など)

第12回

執行・保全の諸問題3(権利能力なき社団財団による／に対する強制執行、など)

第13回

執行・保全の諸問題4(強制執行・担保権実行と第三者の保護)

第14回

執行・保全の諸問題5(不執行の合意の効力、など)

第15回

期末試験

使用教材

授業用の講義案内(レジュメ)……TKC上に事前に掲載。

教科書(購入必須)：①和田吉弘『基礎からよくわかる民事執行法・民事保全法〔第2版〕』
(弘文堂・本体価格¥2,200)

②伊藤眞ほか編『民事執行・保全判例百選』(有斐閣・本体価格¥2,600)

参考書(購入任意)：③中野貞一郎『民事執行・保全入門』(有斐閣・本体価格¥2,100)

④藤田広美『解析 民事訴訟』(東京大学出版会・本体価格¥3,800)

前提履修科目

民事訴訟法1・2、民事法総合1、民法1～6、会社法1・2を履修済み、または受講中であることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	倒産法1 (後期)	単 位
		2
担 当	上野 保	
授業内容の概要		
倒産処理手続の基本となる破産法を学修し、倒産法制の理念や基本となる規律を理解する。学修に際しては、①手続の規律を正確に把握すること、②そのような規律が定められている理由や制度趣旨を理解すること、③法令に定められた規律や手続を具体的な事例に適用できるようにすること、に重点を置く。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムに事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行った後、質疑討論方式で設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を加味することもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 倒産処理手続の必要性和理念		
第2回 破産手続の概要、破産手続開始の要件		
第3回 破産手続開始の効果		
第4回 破産管財人、破産手続の機関		
第5回 破産財団、係属中の訴訟手続等の帰趨		
第6回 破産債権、多数債務者関係と破産債権		
第7回 破産債権の届出・調査・確定		
第8回 財団債権、取戻権		
第9回 別除権		
第10回 契約関係の処理		
第11回 相殺権・否認権(1)		
第12回 相殺権・否認権(2)		
第13回 配当、破産手続の終了		
第14回 法人の役員の責任、破産犯罪		
第15回 期末試験		
(消費者破産と民事再生法は、倒産法2で学修する。)		
使用教材		
教科書(購入必須):伊藤真「破産法・民事再生法〔第2版〕」有斐閣、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣		
参考書(購入任意):山本和彦著「倒産処理法入門〔第3版〕」有斐閣、		
前提履修科目		
なし		
(注)授業方法、授業計画、使用教材等については、変更される可能性があります。		

展開・先端科目

科 目	倒産法2 (前期)	単 位
		2
担 当	上野 保	

授業内容の概要

破産法の一部(消費者破産)と民事再生法について学修する。特に、民事再生法については、破産法の知識を前提に、再建型倒産手続特有の問題を扱うこととする。破産法の復習と民事再生法の学修を通じて、倒産処理法全体についての理解を深め、具体的な事案へ適用する能力の向上を目指す。

授業方法

TKC教育研究支援システムに事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行いながら、随時、質疑討論により設問を検討する。

成績評価の方法

原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を、成績評価に加えることもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。

授業計画

第1回 免責、復権

第2回 再建型倒産手続の概要、民事再生事件の流れ

第3回 申立、保全処分、開始決定

第4回 民事再生手続の機関、再生債務者の地位

第5回 再生債務者に対する債権、再生債権の届出・調査・確定

第6回 契約関係の処理

第7回 取戻権、担保権の処遇

第8回 相殺権、否認権

第9回 再生の手法、事業譲渡の手続

第10回 財産評定、再生計画案の作成

第11回 再生計画の認可と効力、簡易再生・同意再生、

第12回 再生計画の履行・変更、再生手続の廃止、倒産手続間の移行

第13回 個人再生手続

第14回 事案検討

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須):伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」有斐閣、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣

参考書(購入任意):山本和彦著「倒産処理法入門〔第3版〕」有斐閣、

前提履修科目

倒産法1 を受講していることが望ましい。

(注)授業方法、授業計画、使用教材等については、変更される可能性があります。

展開・先端科目

科 目	企業結合法・閉鎖会社法（後期）	単 位 2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

商法が予定する一般的な「株式会社」像から乖離した実態がある場合として、複数の株式会社が法的・経済的に一体性を有しているような企業結合関係と、株主の流動性がなく、「所有と経営の分離」がみられないような、小規模で閉鎖的な会社に関する諸問題をとりあげる。前半では企業結合関係について、合併・会社分割という商法の規制がある形態から、親子会社・企業グループなど、商法の規制が十分ではないものまで広く対象とする。後半では、小規模閉鎖会社に生じる紛争をとりあげ、紛争の実態並びに紛争解決の方法を検討する。

授業方法

あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説・討論を行う。参加者の人数に応じて、講義・質疑応答の態様を変えるが、会社法の基本知識の確認を交えつつ、事例・参考資料に即した応用的な解釈論について、解説及び討論を行う。（なお、授業計画については、進度との関係で調整することがある）

成績評価の方法

試験（テークホーム試験：8割）及び平常点（2割）によってA・B・C・D・F（N）の5段階評価をする。平常点については講義時の質疑応答を基準とし、授業への参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など）については減点する。

（なお進行状況によって中間レポート課題を課す場合には、期末試験の成績とあわせて成績評価の資料とする。その場合の配分については、試験部分の点数を中間レポート3割・期末試験7割として配分する。）

授業計画

第1回 企業結合関係の形成と法

第2回 組織再編行為と株主・新株予約権者の地位

第3回 組織再編行為と債権者の地位

第4回 株式交換・株式移転と利害関係の調整

第5回 親子会社（1）－親会社株主の地位

第6回 親子会社（2）－親会社取締役の責任（子会社株主・債権者保護）

第7回 法人格否認の法理

第8回 企業結合法をめぐる諸問題

第9回 新設型組織再編手続（会社の設立手続との比較）

第10回 企業買収－〔敵対的〕企業買収と会社法

第11回 閉鎖会社（1）～小規模閉鎖会社における支配権紛争の形態と法規制

第12回 閉鎖会社（2）～利害関係人間の利害調整

第13回 閉鎖会社（3）～閉鎖会社の経営機構、会社の解散

第14回 持分会社

第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）： 特になし

参考書（購入任意）： 版が改訂されている場合には最新版を購入すること
江頭憲治郎：『株式会社法』（第3版） 有斐閣 平成21年

前提履修科目

会社法1・2のいずれも履修済であることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	経済法 1 （後期）	単 位
		2
担 当	渕川 和彦	
授業内容の概要		
本講義は、経済活動の基本法である独占禁止法を体系的に学び、学びとった知識の応用力を高めることで、経済法に求められる問題解決能力を養成する。「経済法 1」では、独占禁止法の 3 本柱を構成する、不当な取引制限、私的独占を重点的に取り扱う。授業では、講義形式のインプットと、事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを適宜行なうことで、司法試験に対応するための経済法の知識を効率的に習得し、応用力を高めていく。		
授業方法		
本講義は、講義形式による知識のインプットと事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを行う。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験・問題演習及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の 5 段階とする。		
授業計画		
第 1 回 独禁法の基本概念 第 2 回 不当な取引制限 (1) 共同行為 第 3 回 不当な取引制限 (2) 相互拘束・共同遂行 第 4 回 不当な取引制限 (3) 競争の実質的制限・公共の利益 第 5 回 不当な取引制限 (4) ハードコアカルテル・非ハードコアカルテル 第 6 回 不当な取引制限 (5) 課徴金納付命令・課徴金減免制度・刑事罰 第 7 回 事業者団体規制 第 8 回 私的独占 (1) 独占規制の理論的基礎・排除型私的独占 第 9 回 私的独占 (2) 支配型私的独占 第 10 回 私的独占 (3) 私的独占に対する課徴金 第 11 回 私的独占 (4) 規制産業における独禁法の適用 第 12 回 独占禁止法と審判手続・審決取消訴訟 第 13 回 国際取引、適用除外 第 14 回 知的財産権と独占禁止法 第 15 回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第 3 版，2010） 金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第 2 版，2010） 参考書（購入任意）：舟田正之ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣，2010） 土田和博ほか『演習ノート経済法』（法学書院，2008） 岸井大太郎ほか『経済法』（有斐閣，第 6 版，2010）		
前提履修科目		
特になし。なお、問題演習を行う『比較競争法』を併せて履修することでさらに学習効果が高まる。		

展開・先端科目

科 目	経済法2 (前期)	単 位
		2
担 当	渕川 和彦	
授業内容の概要		
本講義は、経済活動の基本法である独占禁止法を体系的に学び、学びとった知識の応用力を高めることで、経済法に求められる問題解決能力を養成する。「経済法2」では、独占禁止法の3本柱の1つである不公正な取引方法、そして、グローバル経済において重要性が高まりつつある企業結合規制を重点的に取り扱う。授業では、講義形式のインプットと、事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを適宜行なうことで、司法試験に対応するための経済法の知識を効率的に習得し、応用力を高めていく。		
授業方法		
本講義は、講義形式による知識のインプットと事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを行う。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験・問題演習及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 独占禁止法の基本的な考え方 第2回 企業結合規制 (1) 市場画定 第3回 企業結合規制 (2) 競争圧力・参入分析 第4回 企業結合規制 (3) 企業結合の手続 第5回 企業結合規制 (4) 一般集中規制 第6回 不公正な取引方法 (1) 不当な差別的取扱 第7回 不公正な取引方法 (2) 不当な差別対価 第8回 不公正な取引方法 (3) 不当対価取引 第9回 不公正な取引方法 (4) 不当な顧客誘引 第10回 不公正な取引方法 (5) 事業活動の不当な拘束 第11回 不公正な取引方法 (6) 取引上の地位の不当利用 第12回 不公正な取引方法 (7) 取引妨害・内部干渉 第13回 不公正な取引方法 (8) 不公正な取引方法に対する課徴金 第14回 民事的救済制度 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書 (購入必須) : 金井ほか編著『独占禁止法』(弘文堂, 第3版, 2010) 金井ほか編著『ケースブック独占禁止法』(弘文堂, 第2版, 2010) 参考書 (購入任意) : 舟田正之ほか編著『経済法判例・審決百選』(有斐閣, 2010) 土田和博ほか『演習ノート経済法』(法学書院, 2008) 岸井大太郎ほか『経済法』(有斐閣, 第6版, 2010)		
前提履修科目 :		
なし。なお、問題演習を行う『比較競争法』を併せて履修することでさらに学習効果が高まる。		

展開・先端科目

科 目	知的財産法 1（特許法、実用新案法、意匠法）（後期）	単 位 2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 知的財産法 I では、知的財産六法のうち特許法、実用新案法、意匠法の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。サイバースペース上の特許(ビジネスモデル特許)の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。 授業方法 基本ルールの習得については、重要判例の分析を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。 成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末の筆記試験(仮想事例に基づいた論文式試験)の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション (知的財産法の体系、日米特許戦争、日米プロパテント政策) 第2回 特許(1) 発明と特許要件 (その 1) 第3回 特許(2) 発明と特許要件 (その 2) 第4回 特許(3) 特許を受ける権利、発明者の権利 第5回 特許(4) 職務発明 第6回 特許(5) 出願手続、出願公開、審査請求 第7回 特許(6) 拒絶査定、補正、登録 第8回 特許(7) 審判、審決等取消訴訟 第9回 特許(8) 特許権の効力 第10回 特許(9) 権利侵害、侵害に対する救済、罰則 第11回 特許(10) 特許権の利用 第12回 特許(11) 特許のまとめ(ゲストスピーカー(昨年は日本IBM名取取締役・弁護士)を交えて討議) 第13回 実用新案・意匠 第14回 国際条約 パリ条約、特許協力条約 (国際出願) 第15回 期末試験 使用教材 教科書 (購入必須) : ①「判例百選・特許・第三版」有斐閣 ②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会 毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	知的財産法 2（著作権法、商標法、不正競争防止法）（前期）	単 位 2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 知的財産法Ⅱでは、知的財産六法のうち著作権法、商標法、不正競争防止法の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。 授業方法 各授業は、①基本的ルールの説明・理解＋②重要判例の研究の形式で進める。基本ルールの習得については、概説書の理解を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。 成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末の筆記試験(仮想事例に基づいた論文式試験)の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション (知的財産法の概要) 第2回 著作権(1) 著作物(1)： 著作物の定義・種類、データベース、キャラクター、法人著作・職務著作 第3回 著作権(2) 著作物(2)： プログラム著作物、ゲームソフト 第4回 著作権(3) 編集著作物、音楽著作権の保護、著作権の間接侵害 第5回 著作権(4) 著作者人格権、著作財産権、国際的著作権侵害 第6回 著作権(5) 二次的著作物、著作財産権、著作権の保護期間、著作権に対する制限（私的複製など） 第7回 著作権(6) デジタルコンテンツ保護 第8回 著作権(7) 肖像権・パブリシティー権 第9回 著作権(8) 国際条約（ベルヌ条約・万国著作権条約）、著作権侵害と民事救済・刑事罰 第10回 商標(1) 商標の目的・機能、登録要件、類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度 第11回 商標(2) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、 第12回 不正競争防止法(1) 周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為 第13回 不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメインネームの保護 第14回 著作権のまとめ(実務家のゲストスピーカー(昨年はコロニアミュージック飯田法務知的財産担当執行役員・NY州弁護士)を交えてディスカッション) 第15回 期末試験 使用教材 教科書（購入必須）：①「判例百選・著作権・第四版」有斐閣 ②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会 毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 1 （後期）	単 位
		2
担 当	大村 芳昭	
授業内容の概要 この授業は、国際関係法(私法系)のうち財産法分野に関する基礎知識や法的思考力の養成を目的とする。 授業方法 毎回の授業の冒頭、その日に扱うテキストの範囲につき、内容の概略や特に注意すべき点などを講師が解説する。 続いて、その日に扱うテキストの範囲(下記「授業計画」にある通り)に掲載されている設例の中から毎回数題について、受講生を指名してホワイトボードを活用しつつ解説させ、それをめぐって質疑討論及び講師からのフォローを行う。その際、受講生はレジュメ等を作成・配布してもよいが、その義務はないものとする。 最後に、その日に扱ったテキストの設例の中から任意の1題を利用して受講生全員に事例問題と答案構成を作成させ提出させる。答案構成の作成・提出は受講生の義務とする。 成績評価の方法 毎回の授業への出席状況と授業参加の積極性(40%)、期末試験の得点(60%)の両者を総合して評価する。成績評価はA・B・C・D・F または N の5段階とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション・国際私法とは・法選択規則(テキスト1・2章) 第2回 法律関係の性質決定・連結点(テキスト3章1・2節) 第3回 外国法の適用(テキスト4章) 第4回 人・法人(テキスト5章) 第5回 契約(テキスト6章) 第6回 不法行為・事務管理・不当利得(テキスト7章) 第7回 債権債務関係(テキスト8章) 第8回 物権・知的財産(テキスト9章) 第9回 国際裁判管轄(テキスト15章) 第10回 当事者・送達・証拠調べ(テキスト16章) 第11回 外国判決の承認・執行(テキスト17章) 第12回 仲裁(テキスト19章) 第13回 国際取引と法・国際物品売買(テキスト20・21章) 第14回 国際運送および国際保険・国際支払(テキスト22・23章) 第15回 期末試験 使用教材(改訂された場合は最新版を使います) ①教科書(購入必須):松岡博編『国際関係私法入門 第2版』(有斐閣・2009年、税別2300円) ②参考書(購入任意):神前禎・早川吉尚・元永和彦著『国際私法[第2版]』(有斐閣アルマ・2006年、税別2000円) 櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判例百選 [新法対応補正版]』(別冊ジュリスト185号・有斐閣・2007年、税別2400円)		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 2 （前期）	単 位
		2
担 当	大村 芳昭	
授業内容の概要 この授業は、国際関係法(私法系)のうち家族法分野に関する基礎知識や法的思考力の養成を目的とする。 授業方法 毎回の授業の冒頭、その日に扱うテキストの範囲につき、内容の概略や特に注意すべき点などを講師が解説する。 続いて、その日に扱うテキストの範囲(下記「授業計画」にある通り)に掲載されている設例の中から毎回数題について、受講生を指名してホワイトボードを活用しつつ解説させ、それをめぐって質疑討論及び講師からのフォローを行う。その際、受講生はレジュメ等を作成・配布してもよいが、その義務はないものとする。 最後に、その日に扱ったテキストの設例の中から任意の1題を利用して受講生全員に事例問題と答案構成を作成させ提出させる。答案構成の作成・提出は受講生の義務とする。 成績評価の方法 毎回の授業への出席状況と授業参加の積極性(40%)、期末試験の得点(60%)の両者を総合して評価する。成績評価はA・B・C・D・F または N の5段階とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション・国際私法とは・国際家族法の基本理念(テキスト1章・10章1節) 第2回 法選択規則(テキスト2章) 第3回 法律関係の性質決定・連結点(テキスト3章1・2節) 第4回 不統一法国・反致(テキスト3章3・4節) 第5回 外国法の適用(テキスト4章) 第6回 婚姻の成立要件(テキスト11章1節) 第7回 婚姻の効力(テキスト11章2節) 第8回 離婚(テキスト11章3節) 第9回 実親子関係の成立(テキスト12章1節) 第10回 養親子関係の成立と離縁・親子間の法律関係(テキスト12章2・3節) 第11回 親族関係・扶養(テキスト13章1～3節) 第12回 後見等・氏(テキスト13章4～5節) 第13回 相続・遺言(テキスト14章) 第14回 国際家事事件(テキスト18章) 第15回 期末試験 使用教材(改訂された場合は最新版を使います) ①教科書(購入必須):松岡博編『国際関係私法入門 第2版』(有斐閣・2009年、税別2300円) ②参考書(購入任意):神前禎・早川吉尚・元永和彦著『国際私法[第2版]』(有斐閣アルマ・2006年、税別2000円) 櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判例百選 [新法対応補正版]』(別冊ジュリスト185号・有斐閣・2007年、税別2400円)		

展開・先端科目

科 目	租税法1 (前期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	

授業内容の概要

租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解を深まるように配慮する。租税法1は所得税を中心とする。

授業方法

毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。

課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。

授業計画

第1回 所得の概念

第2回 所得の種類と計算

第3回 所得の年度帰属

第4回 譲渡所得の課税要件

第5回 事業所得の課税要件

第6回 給与所得の課税要件

第7回 不動産所得の課税要件

第8回 一時所得の課税要件

第9回 所得税法判例検討(1)

第10回 所得税法判例検討(2)

第11回 所得税法判例検討(3)

第12回 所得税法判例検討(4)

第13回 所得税法判例検討(5)

第14回 所得税法判例検討(6)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。

参考文献： ジュリスト「租税判例百選」〔有斐閣〕

参考書(購入任意)： 金子宏『租税法〔第15版〕』〔弘文堂〕

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	租税法2 (後期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解ができる授業とする。租税法2は法人税を中心とする。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。		
課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 事業体課税の構造		
第2回 損益取引と資本等取引		
第3回 公正処理基準と租税法		
第4回 益金の範囲		
第5回 損金の範囲		
第6回 同族会社の行為計算の否認		
第7回 親子会社間の所得帰属		
第8回 寄附金訴訟		
第9回 交際費訴訟		
第10回 役員給与訴訟		
第11回 リース取引訴訟		
第12回 法人税法判例検討(1)		
第13回 法人税法判例検討(2)		
第14回 法人税法判例検討(3)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。		
参考文献: ジュリスト「租税判例百選」〔有斐閣〕		
参考書(購入任意): 『新・裁判実務体系 租税争訟』〔青林書院〕		
『実務 租税法講義』〔民事法研究会〕		
『事例で学ぶ租税争訟手続』〔財経詳報社〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	会社関係訴訟論 (後期)	単 位
		2
担 当	北沢 義博	
授業内容の概要		
弁護士実務、企業法務において会社法の訴訟そのものを担当することはそれほど多くない。しかし、会社法実務においても、判例の重要性は他の科目と異なることはない。特に最近では、裁判所の考え方が、企業に大きな影響を与えるようになった。重要な最高裁判例は、当然、理解していなければならない。また、取締役の職務執行停止仮処分や商事非訟手続など会社法特有の手続についての知識・理解も必要である。会社法の制定により会社訴訟の規定も整理されたので、新会社法の理解を深めるとともに、実務的な観点も混じえる授業を試みる。また、本科目は前期の「コーポレートガバナンス」とも関連しているので、この科目と合わせて会社法の理解を深めてもらいたい。		
授業方法		
会社法における重要な判例、最近の著名判例をピックアップして、その法理を検討することを中心とする。従って、学生は事前にその判例を読み、事案を把握して、法的な問題を検討してくることが要求される。また、2 回ほど、文書作成の課題を設定する。		
成績評価の方法		
原則として、期末試験によって、A, B, C, D, FまたはN(不可)を評価する。課題の提出状況の悪い者は減点する。		
授業計画		
第1回 会社訴訟の特色 第2回 株主総会決議に関する訴訟(1)決議取消訴訟の重要論点 第3回 株主総会決議に関する訴訟(2)決議取消訴訟の注目判例 第4回 株主総会決議に関する訴訟(3)訴状起案 第5回 取締役会決議に関する訴訟 第6回 役員の責任に関する訴訟(1)役員の責任の根拠・類型 第7回 役員の責任に関する訴訟(2)経営判断原則と内部統制システム 第8回 役員の責任に関する訴訟(3)第三者に対する責任 第9回 役員の責任に関する訴訟(4)株主代表訴訟、違法行為の差止 第10回 会社の経営権をめぐる訴訟(1)新株発行の基本事項 第11回 会社の経営権をめぐる訴訟(2)即日起案 第12回 会社の経営権をめぐる訴訟(3)買収防衛など 第13回 会社に対し情報提供を求める訴訟 第14回 会社の組織再編に関する訴訟 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 江頭憲治郎「株式会社法」(第3版)(有斐閣)、別冊ジュリスト「会社法判例百選」(有斐閣) 参考書(購入任意)： 東京地方裁判所商事研究会「類型別会社訴訟Ⅰ、Ⅱ」(第2版)判例タイムズ社		
前提履修科目		
会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	コーポレートファイナンス (後期)	単 位
		2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

会社は経済活動を通じて利益を獲得することを目的としている法的主体である。その活動の源泉には資金が必要であり、会社は様々な方法によって資金を調達し、事業活動を行うための源泉として用いている。他方で、会社をめぐる多数の利害関係人との関係を考えると、会社の財務的側面に関する利害関係人の関心は高い。

この2点は一見すると、関連性が薄い問題であるように見えるが、いずれも会社の財務上の問題点、すなわち「コーポレートファイナンス」に関わる問題点であると言える。本講義では、会社法・会社計算規則の理解・解釈問題から、実務上のトピックスまで、広く題材としてとりあげながら、金融・会計的知識が要求される会社(特に株式会社)のファイナンスにまつわる法的諸問題について整理を行うものである。

講義では会社法の解釈論を基礎として、判例・実務の動向を検討する形をとる。なお内容については、受講者の希望を聞きながら、適宜調整する。

授業方法

判例や実務の動向を題材としながら、理論的問題点の検討及び実証研究を中心とする。テーマによって講義形式と討議形式を織り交ぜる予定である。したがって受講者には与えられたテーマについて、一定程度の予習をしてくることを要求する。(なお、授業計画については、進度に応じて調整する)

成績評価の方法

試験(テークホーム試験:8割)及び平常点(2割)によってA・B・C・D・F(N)の5段階評価をする。平常点については講義時の質疑応答を基準とし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については減点する。

(なお進行状況によって中間レポート課題を課す場合には、期末試験の成績とあわせて成績評価の資料とする。その場合の配分については、試験部分の点数を中間レポート3割・期末試験7割として配分する。)

授業計画

第1回 概論、株式による資金調達(1) — 会社法における募集株式発行規制

第2回 株式による資金調達(2) — ファイナンス面から見た種類株式

第3回 株式による資金調達(3) — 自己株式の取得・処分と会社財務への影響

第4回 株式による資金調達(4) — 自己株式の取得・処分と会社財務への影響(続)

第5回 社債による資金調達(1) — 社債をめぐる法規制と実務

第6回 社債による資金調達(2) — 新株予約権付社債をめぐる法的問題点

第7回 株式会社の資金調達のまとめ

第8回 株式会社の計算(1) — 株式会社における決算手続

第9回 株式会社の計算(2) — 計算書類の粉飾と虚偽記載責任

第10回 株式会社の計算(3) — 計算書類の粉飾と虚偽記載責任(続)、会計帳簿の閲覧・謄写請求権

第11回 株式会社の計算(4) — 剰余金の分配(1) — 剰余金の算出と分配手続

第12回 株式会社の計算(5) — 剰余金の分配(2) — 違法配当と取締役の責任

第13回 株式会社の計算規制のまとめ

第14回 株式会社における特殊な金融問題 — デット・エクイティ・スワップ、ファイナンスリース

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 特に指定しない

参考書(購入任意): 江頭憲治郎:『株式会社法』[第3版] 有斐閣 平成21年

前提履修科目

会社法1・会社法2を履修済であることが望ましい

展開・先端科目

科 目	コーポレートガバナンス（前期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博・土田 亮	

授業内容の概要

コーポレート・ガバナンスとは、株式を公開している会社の経営者による支配を問題とする概念である。法律問題だけではなく、経営学、社会学、倫理学などの観点からも議論されるが、本講義は、会社法の視点を中心に企業の在り方を考える。わが国におけるコーポレート・ガバナンスの議論の現状を概観し、2006 年に施行された会社法は、コーポレート・ガバナンスについてどのような態度をとっているかを考え、わが国の株式会社における株主総会、取締役会などの機関の在り方、コーポレート・ガバナンス関連の諸制度について学修し、会社のあり方について考える。

授業方法

今年度は、北沢教授と土田准教授が担当する。久保利教授をゲストとして2回ほどお迎えする予定である。TKC教育研修システムにより毎回のテーマに関する参考文献・参考資料・判例などを掲示し、事前の検討に供する。当日は主として質疑、討論によって当該テーマに関する理解を深める。

成績評価の方法

原則として期末試験の成績によって評価するが、授業への参加態度を加味する場合がある。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

第1回 会社とは何か、コーポレート・ガバナンスとは何か

第2回 会社法とコーポレート・ガバナンス

第3回 会社法における機関設計

第4回 社外取締役・監査役・委員会の実態と今後

第5回 善管注意義務の意義と理論

第6回 経営判断の原則

第7回 敵対的買収と防衛策(1)

第8回 敵対的買収と防衛策(2)

第9回 代表訴訟の理論と現実(1)

第10回 代表訴訟の理論と現実(2)

第11回 内部統制(会社法と金融商品取引法)

第12回 会計監査人・公認会計士とコーポレート・ガバナンス

第13回 日本企業のこれから

第14回 CSR、企業の社会的貢献と寄附

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：

参考書(購入任意)： 江頭憲治郎「株式会社法」(第3版)有斐閣

前提履修科目 会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	金融法 （後期）	単 位
		2
担 当	尾崎 達夫	
授業内容の概要		
受講者として、主に、将来、銀行を依頼者とする弁護士、或いは銀行の企業内弁護士となることを考えている学生、又は金融法、特に実務法曹から見た金融法に関心のある学生を想定し、銀行及び銀行取引に関する法システムの基礎を把握するとともに、法的諸問題の内、基礎的な問題や実務上多い問題を中心に取上げて、その理解を目指す。また、こうした問題を素材に様々な側面から検討することを通じ実務法曹に必要と考えられる基礎的な思考力や分析力等を深化させることを目指す。例えば、強固に抱いているイメージや概念が相対的なものであることを感じたり、判例分析を通じて事実の見方や評価に関して色々と考えたり、判例における規範自体とそのあてはめの実際を学んだり、基礎概念の理解と共にそれが複雑に絡み合う問題についての理解と現実的対応を実感したりである。		
授業方法		
講義が中心となるが、学生からの自由闊達な質問、意見を大いに期待する。裁判例を事前に読むことを指示する場合もある。初回に比較的詳細なレジュメを渡し、授業は基本的にそれに沿って進む。全体を4部、20話題に分けて、3部までは比較的丁寧に話を進めるが、4部は、受講生の関心や時間を見て、大きく軽重をつけることになる。		
成績評価の方法		
期末試験の成績(90%)及び授業への参加態度(10%)の総合評価で行う。		
授業計画		
第1回 第1部初歩的事項その1ー序論的話題、Ⅰ 経済、Ⅱ 歴史		
第2回 Ⅱ、Ⅲ業法、Ⅳ善管注意義務		
第3回 Ⅳ、第2部初歩的事項その2ー基本的話題 V 預金		
第4回 VI与信、VII為替、VIII手形交換		
第5回 第3部基礎的事項その1ー伝統的話題 IX払戻		
第6回 X預金者		
第7回 X、XⅠ 保証否認		
第8回 XⅠ		
第9回 XⅡ回収、XⅢ相殺		
第10回 XⅢ		
第11回 第4部基礎的事項その2ー周辺的話題 XIV守秘義務		
第12回 XV一括支払システム		
第13回 XVI誤振込、XVIIデリバティブ		
第14回 XVIII証券化、XIX説明義務、XX真正売買		
第15回 期末試験:原則レポート提出による。		
話題の内容の例:Ⅳ善管注意義務では、銀行の取締役の善管注意義務に関するルールの概略を学び、ある裁判例を取り上げて、経済的な概念の重要性とともに、その実体が決して明確ではないことを感じる。X預金者は、その判断基準に関する判例の流れを学び、その分析を理解し、他方で、信託法理との関係を把握し、この問題を深く考え、法的思考の訓練をする。XⅣ守秘義務は、その基礎的事項を学び、開示義務との関係を把握し、相続の場合の開示義務や守秘義務に関して実務的な対応を考え、様々な問題が複雑に絡み合う場合の対応を実感する。		
使用教材		
教科書(購入必須):なし。 参考書(購入任意):授業において随時紹介する。		
前提履修科目		
民法財産編の基礎的事項は理解していることを前提とする。また、民事訴訟法及び要件事実論の基本程度は理解していることを前提とする。なお、破産法の初歩的知識は、前提とはしないが、把握している方が望ましい。		

展開・先端科目

科 目	金融商品取引法（前期）	単 位
		2
担 当	松岡 啓祐	

展開・先端科目

金融商品取引法（2007年9月末までは証券取引法。以下、金商法とする）に関する、知識の習得を目的とする。金商法は、国家経済の中心である証券市場・資本市場を支える法であり、上場とそれに伴う巨額の資金調達（IPO）、企業買収（M&A）・株式の大量取得といった事項やインサイダー取引、不正な株価操作等といった問題に関連して、近時においてビジネス上のニーズが非常に高くなっている。ライブドア事件や西武鉄道事件といった著名な事件も多い。そこで、法規制の基本的な内容のみならず、様々な裁判例や具体的な事件を取り上げながら、そうした法制度への理解を深めていくことにする。

授業方法

講義方式を基本としながら、なるべく双方向の対話型・ソクラティックメソッドによる質疑応答を行っていく。そこで、受講者はあらかじめ教科書や裁判例等の資料を必ず読み、必要な文献の調査・分析をし、提示された課題を行ったうえで、積極的に授業に臨むことが求められる。授業においては、担当教員によるそのテーマの説明に続き、質疑応答により受講者の理解を深め、より実践的な能力を養成していく。「金融商品取引法の条文」をかなり見るので、テキストとともに六法の所持は不可欠である。

成績評価の方法

期末試験および毎回の授業における積極的な参加の程度により、評価する。評価はA・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階による。

授業計画

第1回 金商法の全体像

第2回 金商法の目的、会社法等との関連、規制監督機関

第3回 金融商品と有価証券・デリバティブ取引の意義と範囲、投資商品の規制に関する問題

第4回 発行市場に関する情報開示等の規制

第5回 流通市場に関する情報開示の規制

第6回 流通市場開示の続き、公認会計士・監査法人制度と近時の粉飾決算、内部統制問題

第7回 企業の合併・買収（M&A）と株式公開買付（TOB）制度①

第8回 株式公開買付制度②と大量保有報告書制度（5％ルール）

第9回 インサイダー取引規制①：規制の概要・要点

第10回 インサイダー取引規制②：具体的事例の検討等

第11回 相場操縦・風説の流布等の規制

第12回 証券会社等の金融商品取引業者等の役割と規制の概要

第13回 様々な勧誘に関する規制①：説明義務、適合性ルール等

第14回 勧誘に関する規制②：関連判例の動向、実務的な配慮

第15回 定期試験

使用教材

教科書（購入必須）： 松岡啓祐『最新金融商品取引法講義』（中央経済社、2010年）

参考書（購入任意）： 黒沼悦郎『金融商品取引法入門〔第3版〕』（日本経済新聞社の日経文庫、2009年）

前提履修科目

なし。ただ、前提ではないが、関連科目として、会社法関連科目や金融法の受講を推奨する。

展開・先端科目

科 目	比較競争法（後期）	単 位
		2
担 当	澗川 和彦	
授業内容の概要		
経済のグローバル化とそれに伴う競争法のハーモナイゼーションにより，多国籍企業に対する欧米競争法の適用事例が数多く見受けられるようになっている。グローバル経済においては，日本の競争法だけでなく，欧米の競争法の理解が不可欠となっている。本講義では，日本の競争法である独占禁止法を中心的に取り扱うが，欧米の競争法の説明を加えることにより，独占禁止法の更なる理解と欧米競争法の理論を学習する。「比較競争法」の講義では，講義形式によるインプットと問題演習によるアウトプットを交互に行い，効率的な知識の習得を図っていく。この講義を通じて，グローバル経済における競争法の意義も学んで頂きたい。		
授業方法		
「比較競争法」は，講義によるインプットと重要判例を素材とした問題演習によるアウトプットを交互に行う。		
成績評価の方法		
レポート課題、予習課題への取り組み、授業参加の総合評価。 評価法は学則通り A・B・C・D、F または N の 5 段階評価とする。		
授業計画		
第1回 共同行為規制の基礎講義 第2回 共同行為規制に関する事例分析（1） 第3回 共同行為規制に関する事例分析（2） 第4回 共同行為規制に関する問題演習 第5回 カルテルの立証の基礎講義 第6回 カルテルの立証に関する事例分析 第7回 カルテルの立証に関する問題演習 第8回 単独行為規制（日本の私的独占を含む）の基礎講義 第9回 単独行為規制に関する事例分析 第10回 単独行為規制に関する問題演習 第11回 企業結合規制の基礎講義と事例分析 第12回 垂直制限に関する基礎講義 第13回 垂直制限に関する事例分析 第14回 垂直制限に関する問題演習 第15回 レポート		
使用教材		
教科書（購入必須）： 金井貴嗣ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第2版，2010） 参考書（購入任意）： 金井貴嗣ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第3版，2010） 舟田正之ほか編著『経済法判例・審決百選』（有斐閣，2010） 澗川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策』（青林書院，第4版，2010）		
前提履修科目 「経済法1」，「経済法2」を履修していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	エンタテインメントと法（後期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
知的財産権といわれるものの中でも世界的な規模でめざましい発展を見せている我が国の、映画、アニメ、ゲームソフト、漫画、音楽、スポーツなどの各分野の現実のコンテンツビジネスに焦点を絞る。それらのビジネスと著作権、商標権、意匠権、肖像パブリシティ権などの法律をリンクさせ、いかに権利の創設、利用、確保などを実現してゆくかを学ぶことを目的とする。コンテンツ大国を目指す知財国家戦略の効果と限界を確認しながら、コンテンツビジネスの現場を担える弁護士の養成に向けた先端的な授業を行う。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 エンターテインメントビジネスとは。		
第2回 出版ビジネスに関連する諸問題として、漫画喫茶での大量閲覧問題や新古書店のもたらした問題点。		
第3回 音楽ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。		
第4回 前回の続行。デジタル時代のインターネット配信や海賊版の具体的問題に関連して音楽著作権の保護と活用を議論する。		
第5回 映画ビジネスに関連してビジネスの実態と法律上の問題の解説。		
第6回 前回で明らかとなった実態を前提に、契約の締結、法文の解釈、立法論にまで踏み込んで、これからの映画ビジネス法務の在り方を探求する。		
第7回 コンピュータゲームソフトビジネスに関連して、映画とコンピュータゲームソフトとの違いを検討する。		
第8回 映像に関連するエンタテインメントビジネスであるビデオやDVDについてどのような問題があるか、中古ビデオ、レンタルビデオ問題の判例を題材に討論を展開する。		
第9回 エンタテインメントビジネスのコンテンツとしてのアニメを取りまく諸問題。		
第10回 第9回のテーマを続行する。		
第11回 エンタテインメントの主役とも言えるスポーツ選手や俳優などの代理人として、弁護士にどのような活躍の場があるのか。		
第12回 肖像パブリシティ権に関連して、その権利としての生成過程および現状、明文による権利化についての将来展望等を議論する。		
第13回 12回まではエンタテインメントのコンテンツに関する講義を行ってきたが、今回は放送とインターネット配信などコンテンツを送るビークルについて取り上げる。		
第14回 エンタテインメントが国際化に対応すべき各種条約の内容とそれぞれの位置づけを学ぶ。		
第15回 期末試験		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。基本判例として「著作権判例百選 第4版」を使用する。		
参考書(購入任意)： 久保利他著『新版著作権ビジネス最前線(第3版)』(中央経済社)、 『著作権法の新論点』(第二東京弁護士会知的財産権法研究会編集)		
前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	I T 法 （前期集中）	単 位
		2
担 当	石井 邦尚	
授業内容の概要		
IT やインターネットは、例えば道路や鉄道、電話などと同様に社会のインフラである。したがって、IT やインターネットの発展・普及の影響は様々な分野に及び、それに伴う法的な問題も幅広い分野に及ぶ。その意味では、「IT 法」という括り方には若干無理があるとも言える。例えば、「車の法律」と言ったとき、どのような法律を思い浮かべるだろうか？ とはいえ、IT、インターネットの特徴をふまえて、それが法律解釈や立法政策などに与える影響を検討することは、IT・インターネット自体もそれに関する法的議論も未だ発展途上の（そしてなおゴールの見えない）現段階では有益であろう。その際の視点として、講師は「情報と媒体の分離」という観点に問題意識を持っている。本講義では、講師の問題意識を踏まえながら、IT やインターネットをめぐる法律問題を検討する。		
授業方法		
学生は事前に教科書・参考文献等を予習し、授業では講義の他、双方向形式を取り入れながら討議を行う。		
成績評価の方法		
期末試験の成績、授業における討議その他の能動的参加の程度を総合的に判断して評価する。成績はA・B・C・D・F 又はNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 インターネット、IT 法に関するイントロダクション 第2回 情報の媒体からの分離・解放と著作権、知的財産権、コンテンツビジネス（1） 第3回 情報の媒体からの分離・解放と著作権、知的財産権、コンテンツビジネス（2） 第4回 本人確認と電子認証 第5回 情報発信に伴う法的責任：名誉毀損、プライバシー侵害等（1） 第6回 情報発信に伴う法的責任：名誉毀損、プライバシー侵害等（2） 第7回 デジタルフォレンジックス（ゲスト・スピーカーを予定しており、実施回は変更の可能性があります） 第8回 ドメイン名の不正使用と商標 第9回 プロバイダ等の媒介者の責任 第10回 オンライン取引の法律問題 第11回 個人情報の利用と保護、ライフログ 第12回 電子決済 第13回 通信と放送 第14回 クラウドコンピューティングその他の新しい問題 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 追って指定する（担当教員が執筆中の書籍を使用する予定）。 参考書（購入推奨）：「平成20年版 電子商取引及び情報財取引等に関する準則と解説」（商事法務）、小向太郎「情報法入門 デジタル・ネットワークの法律」（エヌティティ出版）		
前提履修科目： なし		

展開・先端科目

科 目	国際取引法特講（前期）	単 位
		2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 国際取引法の諸問題の中でも、国際契約の起案・交渉を中心として、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法及び国際紛争処理に重点を置いて授業を行う。 授業の進め方は、最初の5回については、契約法ルール日米比較、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法及び国際紛争処理の各分野について、講義形式と対話形式を併用する。さらに、残りの10回分では、仮想事例をベースとした国際契約の実習を割り当てて、交渉、ケースメソッドと演習を中心に実施する。 授業方法 対話式講義、ケースメソッド、演習を併用する。 成績評価の方法 合否のみとする。期末の筆記試験は実施せずに、出席、演習の評価及びその他授業への貢献度で100%の評価を行う。 授業計画 第1回 オリエンテーション・講義の進め方（国際取引法の枠組み WTO、日本企業の海外進出） 第2回 契約法ルールの日米比較、準拠法と裁判管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁 第3回 製造物責任訴訟 第4回 セクハラ訴訟 第5回 国際知的財産権訴訟（日米比較）、独占禁止法 第6回 英文契約書の目的・構成・種類、一般条項の読み方、国際秘密保持契約書 第7回 英文契約書起案の手順（英文売買契約書の解説） 第8回 英文売買契約書の実習 第9回 英文販売代理店契約書の実習 第10回 英文ディストリビューター契約書の実習(1) 第11回 英文ディストリビューター契約書の実習(2) 第12回 英文ディストリビューター契約書の実習(3) 第13回 英文ディストリビューター契約書の実習(4) 第14回 英文ディストリビューター契約書の実習(5)（ゲストスピーカーを交えてディスカッション予定） 第15回 英文ディストリビューター契約書実習のまとめ 使用教材 ● 教科書(購入必須)： 牧野和夫他著「国際取引法と契約実務[第2版]」中央経済社（2008年） ● 参考書： 牧野和夫著「英文契約書の基礎と実務」DHC（2009年）、牧野和夫著「やさしくわかる英文契約書」日本実業出版社（2009年） ● 契約書実習に使用するオリジナルの仮想事例集（学生へ配布） ● その他講義で指定する文献・情報、及び講義で配布する法令・判例等 前提履修科目 とくになし		
		以上

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位 2
担 当	新屋 達之	

授業内容の概要

本科目は、法学に関する学術論文の作成を目的とします。論文は、選択したテーマについて、従来の研究を踏まえ、新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものである必要があります。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当します。従って、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることになります。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談するようしてください。執筆方法・文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえることが求められます。

なお、担当教員は運営全体の統括を担当するもので、実際の指導は、各履修学生の希望及び研究テーマによって選定され指導を引き受けた本学専任教員が行ないます。

1. 仮登録・正規登録

（1）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導専任教員、400 字程度のテーマ説明を A4 用紙 1 枚に横書きし、前・後期とも仮履修登録時までに事務局に提出してください。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。

（2）正規登録：前・後期とも各学期の通常の登録期間中とします。履修取消期間も、他科目と同一です。

2. 対象分野・分量

法学（解釈論、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野。ただし、専任教員の中に指導教員が確保できるものとし、分量は 1 万字～2 万字とします。

3. 前提履修科目

特になし。ただし、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ることが必要ですが、当該教員がテーマないし当該学生の知識・学力などを考慮して指導を断ることもありえます。

4. 共同セミナー

前・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法その他について、担当教員が第 1 回共同セミナーを行います。それまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞込みと整理に努めることを勧めます。事後の指導は、学生と論文指導にあたる担当教員相互のコンタクトによります。

更に、最終授業日の約 1 ヶ月前に第 2 回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認するものとします。なお、状況如何では、第 1 回、第 2 回の中間に臨時のセミナーを行なう予定です。

5. ペーパー提出

前・後期とも、提出期限は期末試験最終日の約 1 週間後とし、履修者は、指示に基づき、完成論文を事務局に提出しなければなりません。

6. 成績評価

可否の 2 段階評価。

7. その他

提出された論文は図書館に保存され、執筆者の承諾がある場合には、他の学生の閲覧にも供します。また、審査の結果、優秀論文とされた場合、加筆・修正のうえ、本学紀要に掲載されることがあります。

日程などの告知は、すべて TKC システム「リサーチペーパー」欄によります。